

特定非営利活動法人 3Knots ースリーノットー 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 3Knots ースリーノットー という。
ただし、登記上これを特定非営利活動法人3Knots と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡県大野城市南ヶ丘 3 丁目 2 番 2 7 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、現在、文化芸術分野で個々に活動している多くの表現者一人一人が持つ得意な力を発掘、集結して各活動を組織化する事により、作品の発表等の場や、表現者の育成の場を開拓するとともに、社会や地域・人々への貢献を主体にした、よりエネルギーで実り多き活動を行うことにより、芸術を通して地域の人々の豊かな感性や創造力を育み、新たな地域のふれあいの場として、人づくり、地域社会創りに貢献することを目指します。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)まちづくりの推進を図る活動
- (2)災害救援活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)経済活動の活性化を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)消費者の保護を図る活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)文化芸術分野で活躍する表現者の活動に関する事業
- (2)地域活性化のためのイベント、セミナー開催事業
- (3)グリーン、ブルーツーリズムに関する事業
- (4)第3条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係る施設の管理運営受託事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、推進会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 推進会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人、法人、団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人及び法人、団体

(入会手続及び会費)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 代表理事は、第1項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体、法人が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上滞納したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第10条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事は、理事会で選任する。

- 2 代表理事は、理事会で互選する。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 代表理事が欠けたとき又は、代表理事に事故あるときは、代表理事があらかじめ定めた順序で、他の理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は、推進会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散

(3) 合併

(4) 監事の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 理事の選任又は解任

(4) 役員報酬

(5) 総会に付議すべき事項

(6) 会費の額

(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 推進会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第22条 総会及び理事会は、前条第2項第3号及び第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号若しくは第2号又は同条第3項第2号若しくは第3号の規定による請求があった場合は、代表理事は、その日から40日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、出席した推進会員から選出する。

2 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(会議の運営方法)

第24条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に規定するもののほか、規則で別に定めることもできる。

(定足数)

第25条 総会は、推進会員総数の3分の1以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 理事又は推進会員が総会の目的である事項について提案した場合において、推進会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会又は理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 推進会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の推進会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した推進会員は、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項第2号、第41条、第42条第2項、第43条及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

6 前項の規定により表決した理事は、第25条第2項、第26条第1項、第28条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

7 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) ①総会にあっては推進会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者にあってはその数を付記すること。)

②理事会にあっては理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者はその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、推進会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合又は理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会又は理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会又は理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、その翌年の6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後の理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した推進会員の過半数以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 推進会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会において出席した推進会員の3分の2以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(残余財産の帰属先)

第43条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)の際に有する残余財産は、国又は地方公共団体又はこの法人と目的を同じくする特定非営利活動法人その他法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した推進会員の過半数の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人は、総会において出席した推進会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第7章 雑則

(事務局)

第45条 この法人は、事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(実施規則)

第47条 この定款の実施に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めることもできる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
推進会員 1口 10,000円個人、法人、団体1口以上
賛助会員 1口 1,000円 個人・団体・法人1口以上
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 村上 智美
理 事 戸次 邦直
理 事 鴛海 伸夫
監 事 緒方 敦子
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この法人は設立当初の主たる事務所は、福岡県筑紫野市大字筑紫117番地138に置く。